

「国文祭・芸文祭みやざき2020」における「みやざき短歌きらり★事業」  
実施運営業務委託企画提案競技実施要領

令和2年4月3日

国民文化祭・障害者芸術文化祭課

1 業務の目的

「国文祭・芸文祭みやざき 2020」において、短歌ワークショップ、短歌の作品展、高校生による短歌大会で構成する「みやざき短歌きらり★事業」を開催し、短歌の愉しみ方を様々な切り口で県民に周知する機会を設定し、より多くの県民が生活の中で短歌に親しむようになることを目指す。

2 業務の名称 「国文祭・芸文祭みやざき 2020」における「みやざき短歌きらり★事業」実施運営業務

3 業務の内容 別添（「国文祭・芸文祭みやざき 2020」における「みやざき短歌きらり★事業」実施運営業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間 契約締結日から令和3年1月15日（金）まで

5 委託料の上限額 9,819,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 委託料の支払 精算払いとする。  
ただし、会長が特に必要と認める場合概算払いとする。

7 委託契約書 別添（業務委託契約書）のとおり

8 委託先の選定 企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

9 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 県内に主たる事業所（本社、本店）又は支社、支店を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく構成手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- (4) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業

務の実績を有する者

- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者

## 10 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

## 11 スケジュール

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 事前説明会     | 令和2年4月 9日（木）  |
| ② 企画書等提出期限  | 令和2年4月23日（木）  |
| ③ 結果通知      | 令和2年4月30日（木）頃 |
| ④ 委託契約締結予定日 | 令和2年5月11日（月）頃 |

## 12 企画提案競技の方法

### （1）事前説明会の開催

- ① 日 時 令和2年4月9日（木）午後2時30分から（1時間程度）
- ② 場 所 県庁1号館161号室
- ③ 参加申込 事前説明会参加申込書（別紙1）をファックスにて提出すること。  
※ 説明会への参加を企画提案競技参加の必須条件とする。

### （2）質問受付

企画提案競技に関する質問は、質問書（別紙2）をファックス、電子メール又は持参することにより令和2年4月13日（月）まで受け付ける。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、一括して取りまとめの上、事前説明会全参加者に書面（電子メール）にて連絡する。

### （3）「企画提案書」の提出

- ① 提案は各社1案とする。
- ② 提出物
- ア 企画提案書（様式任意、サイズはA4又はA3）【原本1部、コピー10部】
- ・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画を明記すること。
  - ・提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。
- イ 会社概要（既存のもの）【2部】
- ウ 類似業務受注実績（様式任意）【2部】
- エ 委託業務実施体制（様式任意）【2部】
- オ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー10部】
- ・宛先は、「第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 会長 河野俊嗣」とすること。
  - ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）
  - ・コピーは、提案者名や提案者を判読できる記載やロゴ等はかくしてコピーすること。
- カ 企画提案競技の参加に関する誓約書（別紙3）
- ※ 提出物は、ルール式クリアフォルダーなどの綴じ具を使用せず、ダブルクリップやホッチキス止めとすること。
- ③ 提出期限・提出先・提出方法
- ア 提出期限 令和2年4月23日（木）午後5時まで（必着）

- イ 提出先 宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課
- ウ 提出方法 持参

### 13 審査方法・基準

書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画提案書について、次のとおり審査を行い、もっとも優れた提案を選定する。

#### (1) 審査方法

提出された企画提案書及び見積書をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。

#### (2) 審査基準

- ア 業務実施方針が本事業の趣旨を理解した内容であるか
- イ 企画提案内容が短歌への関心を高める魅力的な提案となっており、多くの参加者が集まるものとなっているか。
- ウ 障がい者や小さい子ども連れの方達に配慮した運営計画になっているか。
- エ 効果的な広報の展開ができる提案であり、質の高いチラシ・ポスターのデザインとなっているか。
- オ 業務を遂行できる業務受託体制であり、計画的で無理のないスケジュールが組まれているか。
- カ 経費の積算に無駄がなく妥当であるか。

### 14 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

### 15 著作権

当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

### 16 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案は、協議の上、変更する場合がある。

### 17 書類提出及び問い合わせ先

|       |  |
|-------|--|
| 住 所   | 〒 880-8051 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号 (宮崎県庁附属棟 2 階) |
| 担 当   | 宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課                        |
| 電 話   | 0 9 8 5 - 2 6 - 7 4 1 3                        |
| ファックス | 0 9 8 5 - 2 6 - 7 4 1 4                        |
| 電子メール | kokubunsai-geibunsai@pref.miyazaki.lg.jp       |